

緊急時児童引き渡しマニュアル

桜井市立桜井西小学校

1 児童引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震〈震度5弱以上〉、河川氾濫等）が発生したとき
- 不審者が学校へ侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童等に危害が及ぶ恐れがあるとき

2 児童引き渡しについての連絡手段

- (1) 通信手段(マチコミメール、電話)が使えるとき
→原則として学校より連絡をいたします。マチコミメール、電話により保護者に連絡し、児童の引き取りを依頼します。
- (2) いっさいの通信手段がストップし、連絡できないとき
→学校に児童を待機させ、引き渡しの来校を待って引き渡しを行います。
※「1 児童引き渡しを実施するケース」をふまえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

3 引き渡し場所

- 大規模な自然災害(地震〈震度5弱以上〉、河川氾濫等)が発生したとき
→原則、学校を引き渡し場所とします。
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき
→共に原則、学校を引き渡し場所とします。児童の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、改めて設定した引き渡し場所を連絡します。

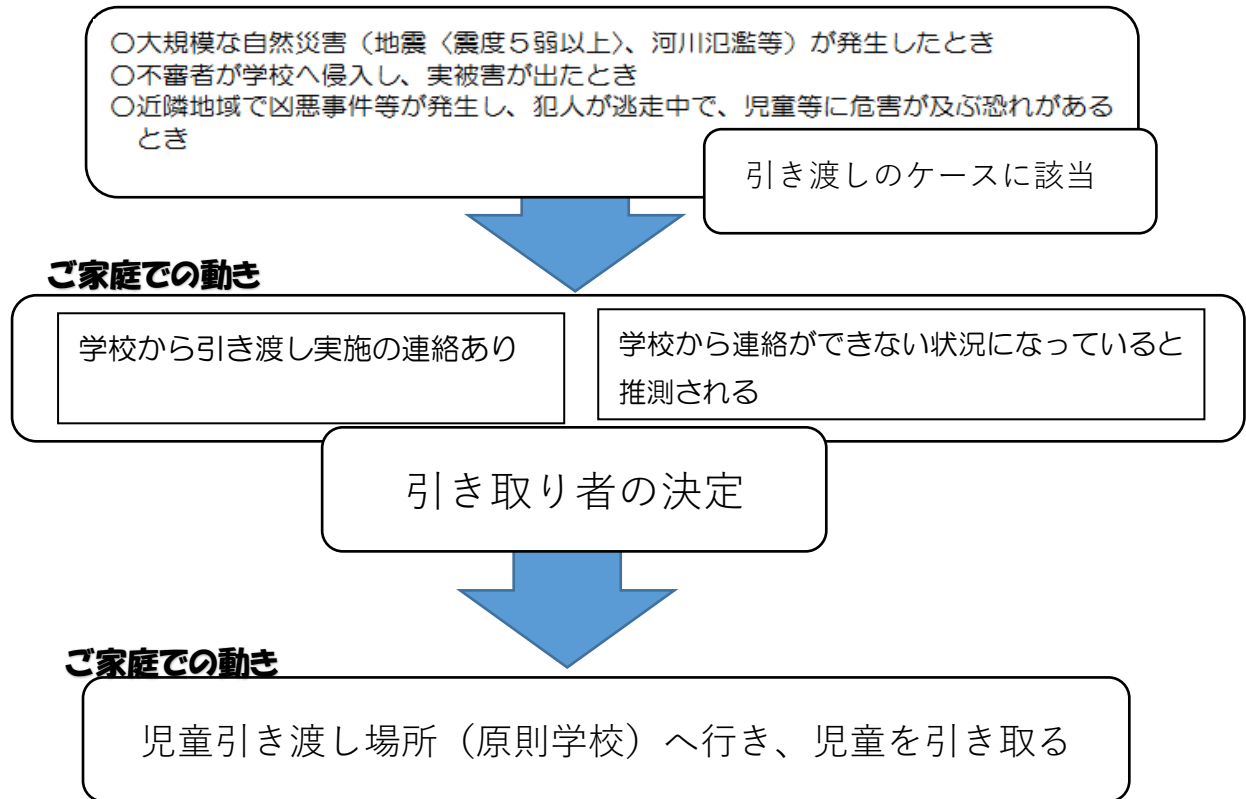
4 「緊急時児童引き渡しカード」の提出について

円滑かつ安全な引き渡しのために、「緊急時児童引き渡しカード」(※以下、引き渡しカード)を使用して引き渡しを行います。以下の点について、ご協力をお願いいたします。

- ① 引き取り者を、必ず 2 名以上(3 名まで)決めて、引き渡しカードの①～③の欄に必要事項を記入してください。
- ② 保護者以外の方が引き取り者になる場合は、児童本人が確認のできる方に限ります。また、その方に必ず了解を得てください。
- ③ ①～③以外の方が引き取りに来られる場合は、保護者からの学校への連絡が必要です。また、そのときの引き取り者は、児童本人が確認のできる方に限ります。なお連絡のない場合は引き渡しできかねます。
- ④ 引き渡しカードは、学校提出用の A 票、家庭保管用の B 票があります。必要事項を記入のうえ、切り離さずに学校へご提出ください。

- ⑤ B 票(家庭保管用)カードは、学校から返却いたしますので、卒業年度まで使用しますので、大切に保管しておいてください。

5 引き渡しの手順



- ① 引き渡しカードに基づく確認
複数の児童を引き取りに来られた場合は、一番上の学年からおたずねください。
引き渡し場所(学年・学級別)に行き、教職員に「〇年〇組の〇〇〇です。」と伝えてください。教職員が、引き渡しカードをもとに確認をさせていただきます。
- ② 児童による確認
待機している児童本人が、引き渡し者を確認できましたら、引き渡しいたします。その際、それ以降確実に連絡が取れる連絡先等をお聞かせいただくこともございます。
- ③ 次の児童の引き取り
引き取った児童を連れ、次の学年・学級にて、同様の手順で児童の引き取りを行ってください。
- ④ お願い
児童が落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようにしています。教職員に伝えることなく待機場所等から児童を連れて帰らないようにお願いします。

以上、ご協力お願いします。